

## サモア独立国の法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

「サモア独立国」(英語では「Independent State of Samoa」)は、南太平洋のポリネシアに位置し、ウポル島及びサバイイ島等からなる島嶼国である。西経 171 度線の西側にサモア独立国があるが、東側には「米領サモア」がある。サモア独立国の国土の面積は、約 2,840 平方キロメートルであり、東京都の 1.3 倍程度の大きさである。首都はアピア、通貨はサモア・タラである。公用語はサモア語及び英語である。サモア独立国の人口は、約 20 万人であり、首都のあるウポル島に全人口の 85%以上が居住している。民族構成はポリネシア系が約 93%、宗教はキリスト教系が約 98%と圧倒的に多い<sup>2</sup>。

1722 年にオランダ人の探検隊がヨーロッパ人として初めてサモア諸島に到達し、1768 年にはフランス人ブーゲンヴィルが上陸した。19 世紀後半のサモア諸島では、2 つの部族が対立し、権力闘争を繰り返していたが、これに英国、米国、ドイツの思惑が重なり、混迷を深めていた。結局、1899 年に英国、米国、ドイツの 3 か国が条約を締結し、サモア諸島の東部を米国が、西部をドイツが統治することになり、その代わり英国はニウエ、トンガ、ソロモン諸島を統治することになった。西部(西サモア)では、しばらくはドイツが統治していたが、第一次世界大戦でドイツが敗戦したことにより、ニュージーランドが進駐した。1919 年には、ニュージーランドの国際連盟委任統治領となり、1945 年には、ニュージーランドの国際信託統治領となった。そして、1962 年に独立して「西サモア独立国」となり、1997 年に国名変更により「サモア独立国」(以下「サモア」という)となった。ちなみに、米国が統治していたサモア諸島の東部は、1911 年以来、今日でも、「米領サモア」として、米国の統治下にある。

サモアの主な産業としては、自給自足を中心とする農業、漁業のほか、観光業があるが、

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士(法学)。BLJ 法律事務所  
(<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるサモア独立国の概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』(二宮書店、2022 年) 461~462 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』(山川出版社、2021 年) 245 頁等を参照した。

海外出稼ぎ労働者<sup>3</sup>からの仕送り送金も多い<sup>4</sup>。農産物では、キャッサバ、ヤム芋、タロ芋、ココナツ、さとうきび等が多い。現在、日本のサモアからの輸入品目の第1位は果実であり、逆に、日本からサモアへの輸出品目の第1位は乗用車である<sup>5</sup>。

サモアは、現在でも、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。とくに日本、オーストラリア、ニュージーランド<sup>6</sup>から多額の援助を受けているが、最近では中国からの援助も増加している。サモアは、中国を国家として承認している<sup>7</sup>。

---

<sup>3</sup> サモアでは、ニュージーランドへの出稼ぎや移民が多い。サモアの人口は約20万人弱であるのに対し、海外には約60万人のサモア人がいるといわれている（「サモア史上最も劇的な選挙+6/9 情報追記」）。

[https://www.spf.org/pacific-islands/breaking\\_news/20210505-1.html](https://www.spf.org/pacific-islands/breaking_news/20210505-1.html)

<sup>4</sup> 実際、海外出稼ぎ労働者からの仕送り送金は、サモアの国内総生産（GDP）の約2割を占めると推測されている。サモアのような小規模な島嶼国の経済構造は、「MIRAB」という言葉で言い表されることが多い。即ち、「MI」は移民（Migration）、「R」は送金（Remittances）、「A」は援助（Aid）、「B」は官僚機構（Bureaucracy）を表す。

「MIRAB」という概念は、①「援助」が島嶼国経済の開発における一要素をなすものであること、②島嶼国では、先進国への移民及び彼らからの島嶼国の家族への送金が占める割合が大きいこと、③島嶼国国内では、「政府」が労働市場で最も大きな割合を占める最大の雇用主であること等が島嶼国の特徴的な要素であることを示している（『太平洋島嶼国のODA案件に関わる日本の取組の評価（第三者評価）報告書』（日本経済研究所、2016年）1-4頁）。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157385.pdf>

<sup>5</sup> サモア独立国は、2011年12月29日までは、標準時が日付変更線の東側にあり、世界的に見ても時刻が遅い国の一つであったが、同日の経過時に、標準時が日付変更線の西側になるように変更したため、世界的に見てもかなり時刻が早い国となった（その結果、同国では、2011年12月30日という日が存在しないことになった）。このような措置をとった理由は、経済的結び付きの強いオーストラリア及びニュージーランドと日付を合わせることで、ビジネス上のコミュニケーションの不便さを解消することであった。また、従来、自動車は右側通行とされていたが、左側通行に変更したのも、オーストラリア及びニュージーランドに合わせるとともに、日本等から右ハンドルの中古車の輸入を容易にするためであった（前掲『エピソードで読む 世界の国243』245頁）。

<sup>6</sup> サモアには自国の軍隊はないが、有事の際は、ニュージーランドが友好条約に基づき支援することになっている。

<sup>7</sup> 日本におけるマスコミ報道等においては、「中国脅威論」が過度に強調される傾向がある。しかし、欧米先進国からの投資は、汚職防止・貧困対策・環境規制等の厳格な条件が付されるため、太平洋島嶼国にとっては利用が困難であるのに対し、中国からの投資には、そのような条件は付されないため、太平洋島嶼国にとって利用しやすく、太平洋島嶼国から歓迎されている。また、太平洋島嶼国は、中国と欧米先進国を天秤にかけて、より有利な条件を引き出すというように、したたかな外交戦術をとることが多い。「中国脅威論」のみを一方的に主張するだけでは、現実を見失うおそれがある。太平洋島嶼国の地域秩序の構築は、太平洋島嶼国自身の手委ねられているというべきであろう。詳しくは、タルチシウス・カブタウラカ著「竜にえさをやる ―オセアニアにおける中国と天然資源開発―」（『アジア研ワールド・トレンド No.244』（アジア経済研究所、2016年）所収）44～48頁）。を参照されたい。

[https://ir.ide.go.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=39663&item\\_no=1&page\\_id=39&block\\_id=158](https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=39663&item_no=1&page_id=39&block_id=158)

サモアの法制度は、ニュージーランド法及び英国法<sup>8</sup>の影響を強く受けており、いわゆる判例法主義の法体系を採用している。サモアの法源としては、①憲法、②制定法、③コモン・ロー及びエクイティ、④サモアの慣習法がある<sup>9</sup>。

## II 憲法

### 1 総説

サモア憲法は 1961 年に国民投票によって承認され、1962 年 1 月 1 日から施行された。その後、今日に至るまで、幾度もの改正を経ている。

後述するとおり、2020 年 12 月の人権擁護党（英文略称：HRPP）政権時代に可決された憲法改正案、土地・権原法案、司法条例改正案という 3 つの法案は、多くの批判を受け、人権擁護党の敗北に繋がった。その後、2021 年の「サモア憲法危機」においては、サモアにおける「法の支配」は危機的状況に陥ったが、FAST 党への政権交代が何とか実行に移された。

全 124 条からなるサモア憲法の体系は、表 1 のとおりである<sup>10</sup>。

表 1：サモア憲法の体系（附則を除く）

前文	
第 1 章 サモア独立国及びその最高法規	第 1 条～第 2 条
第 2 章 基本的人権	第 3 条～第 15 条
第 3 章 国家元首	第 16 条～第 30 条
第 4 章 行政府	第 31 条～第 41 条
第 5 章 国会	第 42 条～第 64 条
第 6 章 司法	第 65 条～第 82 条
第 7 章 公務	第 83 条～第 89 条
第 8 章 財政	第 90 条～第 99 条
第 9 章 土地及びその権原	第 100 条～第 104 条
第 10 章 非常統治権	第 105 条～第 108 条
第 11 章 通則及び雑則	第 109 条～第 113 条

<sup>8</sup> 本稿において「英国法」とは、イングランド及びウェールズの法体系を指す。

<sup>9</sup> Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World IV* (2002), p.1396-1397.

<sup>10</sup> 本稿におけるサモア憲法の日本語訳は、萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第 2 版】』（明石書店、2007 年）所収 792～830 頁（田邊誠執筆部分）等を参考にした。但し、当該日本語訳は最近の改正が反映されていないため、下記リンク先に掲載されている英語訳（2019 年改正までを反映）も参照した。

<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/44021/124322/F-82949215/WSM44021.pdf>

## 2 統治機構

### (1) 国家元首

サモアの国家元首は、慣習上、代表的な 4 部族の長の中から、国会で選出される<sup>11</sup>。国家元首の任期は 5 年であるが、1 回だけ再任が認められる（即ち、再任した場合、任期の合計は 10 年となる）。

国家元首は、実質的な権限を持たず、内閣、首相及び大臣の助言に基づいて行動しなければならない。

### (2) 行政府

サモアの行政権は、憲法の規定上は、国家元首に帰属するとされているが、実質的には、首相及び 8～12 名の大臣から構成される内閣に属する。

サモアでは、議院内閣制が採られている。内閣は、国会に対し、連帯して責任を負う。

首相は、国会の過半数決議により国会議員の中から選出され、国家元首により任命される。また、首相は、国会が内閣不信任決議を行ったとき、又は首相が内閣の信任に係る問題であると明言した問題について内閣の主張が退けられたときは、任期を終了しなければならない。但し、首相が要求する場合、国家元首は、首相の任期を終了させることに代えて、国会を解散することができる。

### (3) 国会

サモアの国会は、国家元首及び立法議会により構成され、一院制が採られている。国会は、立法権を有する。国会議員の任期は 5 年、定数は 51 議席である。慣習上、51 議席のうち 49 議席の議員は、各地域の伝統的指導者（村落の首長）である「マタイ」（Matai）<sup>12</sup>の称号を有する者の中から選出されなければならない。また、2013 年の憲法改正により、「国会議員の 10%以上は女性でなければならない」というクォーター制が採用された。国会議員の選挙権は、21 歳以上の全ての国民に与えられている。

2021 年には、「サモア憲法危機」と呼ばれる事態が発生した。経緯は、次のとおりである。2021 年 4 月の総選挙の結果、40 年近くにわたり与党の地位にあった人権擁護党と、FAST

---

<sup>11</sup> サモア憲法は、代表的な 4 部族の長の中から国家元首を選挙で選出するという特徴を有することから、君主制と共和制の中間に位置する「選挙元首制」と位置付けることを提唱する見解がある（東裕著「サモアの政体についての一考察」）。

<https://pia.or.jp/220-2>

<sup>12</sup> サモア各地の村落には、家族ごとに家長としてのマタイがいる。マタイは、サモアの全人口の 9%弱であり、男女比は 4 : 1 であるといわれている。

[https://www.spf.org/pacific-islands/breaking\\_news/20210505-1.html](https://www.spf.org/pacific-islands/breaking_news/20210505-1.html)

党が、同数の 25 議席ずつを獲得した。残り 1 議席は無所属の者であったが、FAST 党への参加を公表した。ところが、人権擁護党が、国会議員の 10%以上（即ち、6 名以上）は女性でなければならないところ、実際には 5 名しか当選しないことを問題とし、あと 1 名の女性（人権擁護党に所属）を当選扱いとした。その結果、全 52 議席を人権擁護党と FAST 党が 26 議席ずつで分け合う形の膠着状態となった。人権擁護党のトゥイラエパ暫定首相は、再選挙の実施を進めようとしていたが、FAST 党が、6 人目の女性議員の当選の無効を主張して提訴した。その結果、最高裁判所及び控訴院が当該女性議員の当選は無効としたため、FAST 党が 26 議席、人権擁護党が 25 議席となり、FAST 党のフィアメ党首がサモア初の女性首相に就任し、新政権が誕生することとなった。多くの困難があったにも関わらず、何とか新政権への移行を実現することができたのは、サモアの最高裁判所及び控訴院の果たした役割が非常に大きかったといえる。「法の支配」が権力保持者から攻撃された場合に、健全で独立した司法がいかに重要であるかということを、改めて認識させられる。

#### （４）司法

サモアの裁判所としては、①コモン・ロー及びエクイティに基づく通常裁判所の系列と、②サモア慣習法に基づく土地・権原裁判所（Land and Title Court）の系列とがある。

上記①の通常裁判所の系列には、控訴院（Court of Appeal）、最高裁判所（Supreme Court）、治安判事裁判所（Magistrate's Court）がある。最高裁判所は、民事事件（請求金額が 2 万ドル以上の事件）及び刑事事件（7 年以上の最高法定刑のある犯罪の事件）の事件につき管轄権を有するが、土地・権原裁判所の判決に対する上訴事件については管轄権を有しない。最高裁判所の長官及び裁判官は、国家元首が首相の助言に基づいて任命する。最高裁判所の長官及び裁判官は、サモア又は他の承認された国でバリスターとして 8 年間の経験を有し、司法サービス委員会の助言に基づいて国家元首が定めた他の資格要件を満たさなければならない。控訴院は、最高裁判所の長官及び裁判官により構成される。最高裁判所の長官は、司法サービス委員会及び控訴院の長を兼ねる。

上記②の土地・権原裁判所の系列においては、土地やマタイの権利に関する問題が慣習法のみに基づいて審理・判断される。従来、村落内の問題は、「Fono 村法」（Village Fono Act）に基づき、マタイの会議によって解決が図られ、処罰や称号の剥奪等が行われるところ、マタイの会議では伝統的慣習や掟によって裁かれるが、人為的な要素が大きく、憲法で保障されている人権や信教の自由を侵害する場合があると問題視されてきた。憲法上の問題がある場合には、最高裁判所に上訴することが認められていたが、人権擁護党は、2020 年 12 月に、サモア慣習法に基づく土地・権原裁判所の判断に対する最高裁判所の介入を防ぐため、土地・権原裁判所を最高裁判所の監督下から外し、土地・権原最高裁判所と土地・権原控訴裁判所が設置された<sup>13</sup>。これにより、憲法上の問題がある場合であっても、最高裁判所及び

<sup>13</sup> [https://www.spf.org/pacific-islands/breaking\\_news/20210505-1.html](https://www.spf.org/pacific-islands/breaking_news/20210505-1.html)

控訴院に上訴することはできなくなった。

以上のように、2つの裁判所の系列が併存していることに対しては、国内外から多くの批判が行われている。土地・権原裁判所では、裁判官の地位が不安定であり、基本的人権が十分に保障された公正な裁判を受けられないのではないか、2つの裁判所の系列で矛盾した判決が下されるおそれはないのか等の批判である。

### 3 人権

サモア憲法は、「第2章 基本的人権」において、人権規定を置いている。1961年に採択されたサモア憲法に規定されている人権は、ほとんどが自由権である。生存権、教育を受ける権利、勤労権等の社会権や、プライバシー権、情報アクセス権、環境権等の新しい人権は、規定されていない。また、障害者の権利についての規定もない。

サモア憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

①信教の自由は認められているが、「国家の安全若しくは公の秩序、健康若しくは善良の風俗のために、又は他の宗教の信者からの不当な干渉なしに自己の宗教を遵守し実践する権利及び自由を含む他人の権利及び自由の保護のために、同項の規定に基づいて与えられる権利の行使に合理的制限を課す限り、国がいかなる法律を制定することを妨げるものでもない。」とされている（11条2項）。

②言論及び出版の自由は保障されているが、国家の安全、他国との友好関係、公序良俗、立法府の特権の保護、秘密として受領した情報の開示の防止、又は法廷侮辱、名誉毀損若しくは犯罪の扇動の防止のために、当該規定に基づいて与えられる権利の行使に合理的制限を加える現行法の効力に影響を与えず、国が何らかの法律を制定することを妨げるものでもない。」とされている（13条2項）。

③集会の自由は保障されているが、「国家の安全もしくは公の秩序、健康もしくは道徳のために、当該規定に基づいて与えられる権利の一方又は双方の行使に合理的制限を加える現行法の効力に影響を与えず、国が何らかの法律を制定することを妨げるものでもない。」とされている（13条3項）。

④居住移転の自由は保障されているが、「国家の安全、サモアの経済的利益もしくは公の秩序、公衆衛生もしくは公共道徳のため、精神病者の拘禁のため、犯罪予防のため、犯罪被疑者の逮捕及び裁判のため、又は犯罪者の処罰のために、当該規定に基づいて与えられる権利の行使に合理的制限を加える現行法の効力に影響を与えず、国が何らかの法律を制定することを妨げるものでもない。」とされている（13条4項）。

⑤オンブズマン制度が、2015年の憲法改正で導入された（82A条、82B条）。オンブズマンは、立法議会の推薦により、国家元首が任命する。任期は6年で、再任されることができる。

⑥非常事態における緊急命令に関して、詳細な規定が置かれている（105～108条）。非常事態の発布後、国家元首は、公共の安全の確保、サモアの防衛及びサモアが従事する戦争の効

率的な遂行、公共秩序の維持、社会生活に不可欠な供給及びサービス、ならびに一般に社会福祉の保護及び維持に必要又は適当と思われる命令（緊急命令）を随時発令することができる（106条1項）。緊急命令により、拘禁等が行われることがある（108条）。

### Ⅲ 民法

サモア憲法は、土地について、具体的な規定を置いている（101条～104条）。憲法によると、サモアの土地は、①慣習上の土地（Customary Land）<sup>14</sup>、②自由保有地（Freehold Land）、及び③公有地（Public Land）の3種がある。慣習上の土地とは、サモアの慣習及び慣例、並びにサモアの慣習及び慣例に関する法律に従って、サモアから権原を認められた土地である。自由保有地とは、サモアから単純封土権を認められた土地である。公有地とは、慣習上の権原及び単純封土権が及ばない土地として、サモアに帰属する土地である。最高水位線（大潮と小潮との間の中間の満潮時の水位線）より下の土地は、全て公有地とされる。

慣習上の土地又はそれに関する利益の譲渡又は処分を行うことは、売却、抵当、その他方法の如何を問わず、違法である。また、慣習上の土地又はそれに関する利益に対して強制執行を行い、又は債務者の死亡若しくは倒産に際し、債務の支払いのための責任財産としてはならない。但し、国会の制定法は、(a) 慣習上の土地又はそれに関する利益について、賃借権を設定し、又は利用権を認めること、及び(b) 慣習上の土地又はそれに関する利益を公共の目的のために収容することにつき、許可を与えることができる。慣習上の土地のリースは、外国人に対しても認められる。

自由保有地は、売却、贈与、抵当権設定、リース又は遺言等により処分することができる。但し、自由保有地の譲渡は、土地登記簿に登録されなければならない。また、外国人への売却には、国家元首の同意が必要である<sup>15</sup>。

### Ⅳ 会社法

サモアの1987年国際会社法は、英領ヴァージン諸島（BVI）の「International Business Company」（IBC）の制度を踏襲したものである。サモアはタックスヘイブンとして知られており、海外収益は非課税で税務申告は不要であり、株主・取締役・受益者を第三者に開示されない等の特徴を有する。1987年国際会社法に基づいて設立した会社は、サモア国外で事業を行うことができるが、サモア居住者と取引することはできない。会社名の末尾には、

---

<sup>14</sup> サモアの土地のうち、慣習上の土地は約81%、自由保有地は約4%、公有地は約15%であるといわれている（「Making Land Work Volume One」4頁）。

[https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW\\_VolumeOne\\_Bookmarked.pdf](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeOne_Bookmarked.pdf)

<sup>15</sup> 「Making Land Work Volume Two」203頁。

[https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW\\_VolumeTwo\\_Bookmarked.pdf](https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeTwo_Bookmarked.pdf)

「Limited」、「Corp.」、「Inc.」、「SA」、「PLC」、「SARL」、「AG」、「株式会社」、「有限公司」等の語を付する必要があるが、任意の言語を使用でき、漢字を使用してもよい。株主は1名以上であればよく、法人でもよいし、非居住者でもよい。取締役は1名以上であればよく、法人でもよい。取締役会は、世界中のどこで開催してもよく、全ての取締役が署名した書面による決議は、取締役会決議で採択されたとみなされる。会社秘書役を選任する必要があるが、株主や取締役との兼任でもよい。最低資本金は1米ドルである。

外国企業がサモアに上記の会社を設立するための手続としては、①会社名称の予約、②会社登記局での登記、③商業登記証明書の取得、④銀行口座の開設等がある。

## V 民事訴訟法

サモアにおける民事事件及び刑事事件の多くは、1990年の「Fono 村法」(Village Fono Act)に基づき、約360ある村評議会(Fono o Matai)によって解決が図られてきた。そこでは、伝統的慣習や掟によって裁きが行われるが、明文化された手続規則は無い。村評議会には、厳格な階級制度があり、村長と弁士が意思決定の中心となる。弁士が議事を取り仕切り、下位のマタイの審議を聞いた上で、最終的に村長が村評議会としての決定を下す。村評議会の決定に不服のある者は、土地・権原裁判所に提訴することができる。土地・権原裁判所は、請求を認容するか、棄却するか、又は村評議会に差し戻して再考させることができるが、破棄自判することはできない。村評議会が再考した後、再び土地・権原裁判所に提訴されても、土地・権原裁判所はこれを受理しない。

サモアの土地及び慣習法に関する紛争については、土地・権原裁判所に提訴することができる。土地・権原裁判所における口頭審理には、通常、当事者とその家族が出席する。手続きは、祈りと、時には簡単な儀式で始まる。慣習上の礼儀作法を含む伝統的な挨拶の形式が用いられ、村や地区の系譜の朗読が当事者全員によって行われる。裁判官は、法廷ですべての事項について意見を聞く権限があり、すべての当事者や証人に対し尋問することができる。土地・権原裁判所による判決は、土地に対して下されるため、事件の当事者であるかどうかにかかわらず、影響を受けるすべての人々を拘束する。判決は理由を示し、公開の法廷で宣告され、公表されなければならない<sup>16</sup>。

土地及び慣習法に関する事件以外の民事紛争事件については、治安判事裁判所又は最高裁判所に提訴することができる。最高裁判所に第一審として提訴することができる事件は、請求金額が2万ドル以上の民事事件に限られる。また、治安判事裁判所の第一審判決に不服がある者は、最高裁判所に上訴することができる。最高裁判所の判決に不服がある者は、控訴院に上訴することができる。控訴院の合議体は、2名のサモア人裁判官と、1名の外国の非サモア人裁判官で構成される。

<sup>16</sup> 前掲「Making Land Work Volume Two」209頁。

## VI 刑事法

サモアでは、2013年犯罪法により、中絶は、女性の生命、身体的又は精神的な健康に重大な危険がない限り、犯罪とされており、7年以下の拘禁刑に処される。2013年犯罪法はまた、売春、同性間の性行為を犯罪としている<sup>17</sup>。

サモアにおける刑罰としては、現物返還（犯罪を通して又は犯罪を手段として取得した財産を、裁判所が権限を認める者に移転するよう命じる刑事制裁）、被害弁償（犯罪を通して又は犯罪を手段として、生じた財産の損失又は損害に対して、適切と思料する額を支払うよう犯罪者に命じる刑事制裁）、罰金刑、没収、費用支払（有罪認定がされた場合、裁判所が公正で合理的と思料する裁判所の費用、証人及び通訳の経費、ソリシターの費用等を支払うよう命じる制度）、運転免許剥奪、裁判所命令（金銭支払以外の一定の行為を命じる刑事制裁。例えば、居所指定、特定人との交際禁止）、平穏維持（保証人付き又は保証人無しで、裁判所が十分と思料する額の保証金を犯罪者に支払わせ、保証金の支払いから3年以内の期間、平穏を維持し、善行を保持するとの条件を付して社会内で生活させる刑事制裁）、プロベーション（プロベーション・オフィサーの監督の下、一定の条件を遵守させつつ、一定期間、社会内で犯罪者に生活をさせる刑事制裁）、拘禁刑の10種類がある。以前は、絞首刑による死刑が規定されていたが、2004年に廃止された<sup>18</sup>。

通常裁判所のルートでの刑事手続について述べると、法定刑が5年以下の拘禁刑の犯罪に係る事件の第一審は、治安判事裁判所が管轄する。治安判事は、サモア又は他の承認された国でバリスター又はソリシターとして5年間の経験を有しなければならない。治安判事裁判所の第一審判決への上訴事件、及び重大事件の第一審事件を管轄するのが、最高裁判所である。最高裁判所の判決に対する上訴は、控訴院が管轄する。控訴院への上訴は、原則として、法の解釈を争う場合に限られる。以上のほかに、伝統的な村評議会のルートによる刑事事件の処理もある。そこでは、民事と刑事が明確に分離されておらず、伝統的な慣習や掟に従い、争いごとを柔軟に解決することが目指されている<sup>19</sup>。

## VII おわりに

以上、サモアの法制度の概要を紹介したが、サモア法については、日本語の文献・論文等の情報が少ないのが現状である。

---

<sup>17</sup> <https://www.amnesty.org/en/wp-content/uploads/2021/05/ASA4540212021ENGLISH.pdf>

<sup>18</sup> 永田憲史著「サモア独立国の刑事制裁」（『関西大学法学論集 58巻4号』（関西大学法学会、2008年）所収）31～42頁。

<sup>19</sup> 永田・前掲書27～30頁。

しかし、サモアの公用語の一つは英語であるため、サモア法に関する英語の情報は比較的多い。サモアは、英国やニュージーランドからもたらされた現代的な法制度と、伝統的な慣習に基づく法制度が分離して並存していること、2021年の「サモア憲法危機」において、サモアにおける「法の支配」が危機的状況に陥ったこと等の特徴を有することから、今後も、サモアの法制度の動向に注目していく必要性は高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.11』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第9回 サモア独立国」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。